

令和5年9月香川県議会定例会議案

香 川 県

令和5年9月県議会定例会議案一覧

第 1 号	令和5年度香川県一般会計補正予算議案	1
第 2 号	令和5年度香川県特別会計補正予算議案	7
第 3 号	香川県旅館業施設の措置の基準等に関する条例の一部を改正する条例議案	25
第 4 号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案	26
第 5 号	「みんなでつくるせとうち田園都市・香川」実現計画の変更及び第2期かがわ創生総合戦略の 廃止について	29
第 6 号	建設事業に対する市町の負担金について	30
第 7 号	工事請負契約の締結について	37
第 8 号	訴訟の提起について	38
第 9 号	民事調停の申立て等について	40

一 般 会 計

(第 1 号)

令和5年度香川県一般会計補正予算議案

令和5年度香川県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,332,434千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ500,794,402千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
12 繰入金		千円 18,181,064	千円 15,739	千円 18,196,803
	1 特別会計繰入金	962,652	15,739	978,391
13 繰越金		1	6,316,695	6,316,696
	1 繰越金	1	6,316,695	6,316,696
歳入合計		494,461,968	6,332,434	500,794,402

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 27,778,132	千円 6,149,008	千円 33,927,140
	1 総務管理費	10,893,561	6,107,042	17,000,603
	2 企画費	7,974,352	41,966	8,016,318
4 衛生費		28,629,416	6,500	28,635,916
	2 環境衛生費	3,921,067	6,500	3,927,567
6 農林水産業費		18,585,897	60,813	18,646,710
	1 農業費	6,196,703	60,813	6,257,516
8 土木費		37,395,938	△681	37,395,257
	4 港湾費	3,752,104	△681	3,751,423

10 教 育 費		94,163,912	116,794	94,280,706
	3 高 等 学 校 費	21,150,014	△35	21,149,979
	6 保 健 体 育 費	7,623,486	116,829	7,740,315
歲 出 合 計		494,461,968	6,332,434	500,794,402

第 2 表

債 務 負 担 行 為 補 正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
瀬戸内海国立公園指定 90周年記念事業（広報）	令 和 6 年 度	千円 5,000

特 別 会 計
(第 2 号)

令和5年度香川県特別会計補正予算議案

令和5年度香川県特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額を、次に掲げる特別会計について歳入歳出それぞれ次のとおり補正する。

	補正前の額	補正額	計
1 母子父子寡婦福祉資金特別会計	148,524 千円	12,545 千円	161,069 千円
2 中小企業高度化資金特別会計	150,721	639	151,360
5 証紙特別会計	2,666,001	209,551	2,875,552
9 林業・木材産業改善資金特別会計	30,528	25,049	55,577
10 沿岸漁業改善資金特別会計	40,482	96,594	137,076
11 駐車場事業特別会計	334,167	8,031	342,198
14 奨学金特別会計	465,249	7,069	472,318
16 国民健康保険事業特別会計	93,132,978	2,754,857	95,887,835

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算 補 正

(1) 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 特 別 会 計

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		千円 69,795	千円 12,545	千円 82,340
	1 繰越金	69,795	12,545	82,340
歳入合計		148,524	12,545	161,069

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 母子父子寡婦福祉 資金貸付費		千円 148,524	千円 12,545	千円 161,069
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付費	148,524	12,545	161,069
歳 出 合 計		148,524	12,545	161,069

(2) 中小企業高度化資金特別会計

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰越金		千円 5,863	千円 639	千円 6,502
	1 繰越金	5,863	639	6,502
歳入合計		150,721	639	151,360

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 貸付費		千円 150,721	千円 639	千円 151,360
	1 中小企業高度化資金貸付費	144,858	639	145,497
歳出合計		150,721	639	151,360

(3) 臨海工業地帯造成事業特別会計

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		千円 427,277	千円 △681	千円 426,596
	1 他会計繰入金	427,277	△681	426,596
5 繰越金			681	681
	1 繰越金		681	681
歳入合計		2,009,472		2,009,472

(4) 集中管理特別会計

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		千円 1	千円 4,616	千円 4,617
	1 繰越金	1	4,616	4,617
3 諸収入		94,649,688	△4,616	94,645,072
	1 振替収入	94,640,801	△4,616	94,636,185
歳入合計		94,760,983		94,760,983

(5) 証紙特別会計

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		千円 1	千円 209,551	千円 209,552
	1 繰越金	1	209,551	209,552
歳入合計		2,666,001	209,551	2,875,552

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰出金		千円 2,666,001	千円 209,551	千円 2,875,552
	1 一般会計繰出金	2,666,001	209,551	2,875,552
歳出合計		2,666,001	209,551	2,875,552

(9) 林業・木材産業改善資金特別会計

I 貸付勘定

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		千円 1	千円 △1	千円
	1 業務勘定繰入金	1	△1	
2 繰越金		26,295	25,051	51,346
	1 繰越金	26,295	25,051	51,346
歳入合計		30,000	25,050	55,050

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 貸 付 費		千円 30,000	千円 25,050	千円 55,050
	1 林業・木材産業改善資金 貸 付 費	30,000	25,050	55,050
歳 出 合 計		30,000	25,050	55,050

Ⅱ 業 務 勘 定

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		千円 1	千円 △1	千円
	1 繰越金	1	△1	
歳入合計		528	△1	527

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 運営費		千円 528	千円 △1	千円 527
	1 運営費	528	△1	527
歳出合計		528	△1	527

(10) 沿岸漁業改善資金特別会計

I 貸付勘定

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		千円 10	千円 △10	千円
	1 業務勘定繰入金	10	△10	
2 繰越金		34,491	96,608	131,099
	1 繰越金	34,491	96,608	131,099
歳入合計		40,000	96,598	136,598

歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 貸 付 費		千円 40,000	千円 96,598	千円 136,598
	1 沿岸漁業改善資金貸付費	40,000	96,598	136,598
歳 出 合 計		40,000	96,598	136,598

Ⅱ 業 務 勘 定

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		千円 10	千円 △4	千円 6
	1 繰越金	10	△4	6
歳入合計		482	△4	478

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 運営費		千円 482	千円 △4	千円 478
	1 運営費	482	△4	478
歳出合計		482	△4	478

(11) 駐 車 場 事 業 特 別 会 計

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		千円 2	千円 8,031	千円 8,033
	1 繰越金	2	8,031	8,033
歳入合計		334,167	8,031	342,198

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 駐車場事業費		千円 196,020	千円 8,031	千円 204,051
	1 駐車場管理事業費	196,020	8,031	204,051
歳出合計		334,167	8,031	342,198

(14) 奨学金特別会計

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		千円 92,390	千円 △35	千円 92,355
	1 一般会計繰入金	87,353	△35	87,318
4 繰越金		1	7,104	7,105
	1 繰越金	1	7,104	7,105
歳入合計		465,249	7,069	472,318

歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 奨学金貸付費		千円 449,311	千円 7,069	千円 456,380
	1 奨学金貸付費	449,311	7,069	456,380
歳 出 合 計		465,249	7,069	472,318

(16) 国民健康保険事業特別会計

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 繰越金		千円	千円	千円
			2,754,857	2,754,857
	1 繰越金		2,754,857	2,754,857
歳入合計		93,132,978	2,754,857	95,887,835

歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険 運営事業費		千円 93,130,421	千円 2,269,206	千円 95,399,627
	1 国民健康保険運営事業費	93,130,421	2,269,206	95,399,627
2 諸 支 出 金		2,557	485,651	488,208
	1 諸 支 出 金	2,557	485,651	488,208
歳 出 合 計		93,132,978	2,754,857	95,887,835

予 算 外 議 案

(第3号～第9号)

香川県旅館業施設の措置の基準等に関する条例の一部を改正する条例議案

香川県旅館業施設の措置の基準等に関する条例（昭和33年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。） <u>第3条第3項第3号（法第3条の2第2項、第3条の3第2項及び第3条の4第3項において準用する場合を含む。第3条第1項において同じ。）</u>、 <u>第3条第4項（法第3条の2第2項、第3条の3第2項及び第3条の4第3項において準用する場合を含む。第3条第2項において同じ。）</u>、第4条第2項及び第5条第1項第4号並びに旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「令」という。）第1条第1項第8号、第2項第7号及び第3項第5号の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(社会教育に関する施設その他の施設等)</p> <p>第3条 法第3条第3項第3号に規定する条例で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2 法第3条第4項に規定する条例で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。） <u>第3条第3項第3号（法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。）</u>、<u>同条第4項（法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。）</u>、第4条第2項及び第5条第3号並びに旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「令」という。）第1条第1項第8号、第2項第7号及び第3項第5号の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(社会教育に関する施設その他の施設等)</p> <p>第3条 法第3条第3項第3号<u>（法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。）</u>に規定する条例で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2 法第3条第4項<u>（法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。）</u>に規定する条例で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

第4号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年香川県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年香川県条例第9号。以下「勤務時間等条例」という。)第9条第1項に規定する正規の勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であつて、給料の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(第11条の3の規定による手当を含む。第16条において同じ。)、農林漁業普及指導手当、超過勤務手当、夜勤手当、休日給、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>を含む。)を除いたものとする。</p> <p>(災害派遣手当等)</p> <p>第15条の2 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 国、他の地方公共団体等から派遣された新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第26条の8に規定する職員で、住所又は居所を離れて県内に滞在することを要するものには、<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>を支給する。</p> <p>6 前2項に規定するもののほか、武力攻撃災害等派遣手当及び<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>の額及び支給については、第2項及び第3項の規定の例による。</p> <p>(技能職員の給与の種類及び基準)</p> <p>第16条の3 地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289</p>	<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年香川県条例第9号。以下「勤務時間等条例」という。)第9条第1項に規定する正規の勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であつて、給料の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(第11条の3の規定による手当を含む。第16条において同じ。)、農林漁業普及指導手当、超過勤務手当、夜勤手当、休日給、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>を含む。)を除いたものとする。</p> <p>(災害派遣手当等)</p> <p>第15条の2 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 国、他の地方公共団体等から派遣された新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第44条に規定する職員で、住所又は居所を離れて県内に滞在することを要するものには、<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>を支給する。</p> <p>6 前2項に規定するもののほか、武力攻撃災害等派遣手当及び<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>の額及び支給については、第2項及び第3項の規定の例による。</p> <p>(技能職員の給与の種類及び基準)</p> <p>第16条の3 地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289</p>

号) 附則第5項の規定の適用を受ける職員の給与の種類は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)、超過勤務手当、夜勤手当、休日給、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。))とし、その給与の基準は、職務の性質及び責任を考慮して知事が定める。

号) 附則第5項の規定の適用を受ける職員の給与の種類は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)、超過勤務手当、夜勤手当、休日給、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。))とし、その給与の基準は、職務の性質及び責任を考慮して知事が定める。

(公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年香川県条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給料)</p> <p>第4条 給料は、勤務に対する報酬であつて、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、管理職手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(第23条の3の規定による手当を含む。第25条において同じ。)、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>を含む。))、退職手当、退職年金及び退職一時金を除いたものとする。</p> <p>(災害派遣手当等)</p> <p>第24条の8 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 国、他の地方公共団体等から派遣された<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第26条の8</u>に規定する職員で、住所又は居所を離れて県内に滞在することを要するものには、<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>を支給する。</p> <p>6 前2項に規定するもののほか、武力攻撃災害等派遣手当及び<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>の額及び支給については、第2項及び第3項の規定の例による。</p>	<p>(給料)</p> <p>第4条 給料は、勤務に対する報酬であつて、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、管理職手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(第23条の3の規定による手当を含む。第25条において同じ。))、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>を含む。))、退職手当、退職年金及び退職一時金を除いたものとする。</p> <p>(災害派遣手当等)</p> <p>第24条の8 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 国、他の地方公共団体等から派遣された<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第44条</u>に規定する職員で、住所又は居所を離れて県内に滞在することを要するものには、<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>を支給する。</p> <p>6 前2項に規定するもののほか、武力攻撃災害等派遣手当及び<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>の額及び支給については、第2項及び第3項の規定の例による。</p>

(香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成19年香川県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>を含む。）及び退職手当とする。</p> <p>(災害派遣手当等)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 国、他の地方公共団体等から派遣された<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第26条の8</u>に規定する職員で、住所又は居所を離れて県内に滞在することを要するものには、<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>を支給する。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>を含む。）及び退職手当とする。</p> <p>(災害派遣手当等)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 国、他の地方公共団体等から派遣された<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条</u>に規定する職員で、住所又は居所を離れて県内に滞在することを要するものには、<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>を支給する。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の規定、第2条の規定による改正後の公立学校職員の給与に関する条例の規定及び第3条の規定による改正後の香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定は、令和5年9月1日から適用する。

「みんなで作るせとうち田園都市・香川」実現計画の変更及び
第2期かがわ創生総合戦略の廃止について

香川県行政に係る基本計画の議決等に関する条例（平成16年香川県条例第39号）第3条の規定により、別添のとおり「みんなで作るせとうち田園都市・香川」実現計画を変更し、「人生100年時代のフロンティア県・香川」実現計画とするとともに、第2期かがわ創生総合戦略を廃止することについて、議会の議決を求める。

第6号

建設事業に対する市町の負担金について

地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1項、土地改良法（昭和24年法律第195号）第91条第6項、道路法（昭和27年法律第180号）第52条第1項、空港法（昭和31年法律第80号）第7条第1項、海岸法（昭和31年法律第101号）第28条第1項又は下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第1項の規定により、令和5年度において県が行う土木事業、土地改良事業、農地防災事業、香川用水関連土地改良事業、県立公園施設整備事業又は直轄空港整備事業にかかる工事に要する費用の負担に関し、その受益の限度により別表のとおり当該市町に対して経費の一部を負担させることについて、議会の議決を求める。

別 表

令和5年度建設事業市町負担金表

市 町 名	事 業 名	事 業 費	負 担 率	負 担 額	備 考
高 松 市	道路橋梁整備	644,600,000 円	$\frac{10}{100}$	64,460,000 円	
	急傾斜地崩壊対策事業	81,500,000	$\frac{10}{100} \cdot \frac{5}{100}$	4,850,000	
	直轄港湾改修	154,100,000	$\frac{40}{100}$	61,640,000	
	港湾補修	90,000,000	$\frac{40}{100}$	36,000,000	
	港湾建設	973,389,000	$\frac{40}{100} \cdot \frac{8}{7} \cdot \frac{20}{5} \cdot \frac{20}{100}$	136,808,700	
	街路事業	684,603,000	$\frac{10}{100}$	68,460,300	
	直轄空港整備	56,996,800	$\frac{25}{100}$	14,249,200	
計		2,685,188,800		386,468,200	

丸 龜 市	道路橋梁整備	134,216,000	$\frac{10}{100}$	13,421,600	
	港湾建設	121,387,000	$\frac{40}{100} \cdot \frac{8}{30} \cdot \frac{7}{100}$	31,500,400	
	街路事業	86,270,000	$\frac{10}{100}$	8,627,000	
	中讃流域下水道整備	61,341,000	$\frac{50}{100} \cdot \frac{25}{100} \cdot \frac{10}{60}$	16,272,000	
	土地改良事業	8,000,000	$\frac{20}{100}$	1,600,000	
	農地防災事業	51,000,000	$\frac{11}{100}$	5,610,000	
計		462,214,000		77,031,000	
坂 出 市	道路橋梁整備	171,210,000	$\frac{10}{100}$	17,121,000	
	街路事業	93,190,000	$\frac{10}{100}$	9,319,000	
	中讃流域下水道整備	90,741,500	$\frac{50}{100} \cdot \frac{25}{100} \cdot \frac{10}{60}$	24,074,000	
	土地改良事業	75,328,000	$\frac{10}{100}$	7,532,800	
	香川用水関連 土地改良事業	162,300,000	$\frac{16}{100}$	25,968,000	
	農地防災事業	57,000,000	$\frac{11}{100}$	6,270,000	
計		649,769,500		90,284,800	
善 通 寺 市	道路橋梁整備	7,280,000	$\frac{10}{100}$	728,000	
	中讃流域下水道整備	99,725,430	$\frac{50}{100} \cdot \frac{25}{100} \cdot \frac{10}{60}$	27,895,000	

市 町 名	事 業 名	事 業 費	負 担 率	負 担 額	備 考
	香川用水関連 土地改良事業	98,854,000 ^円	$\frac{14.5}{100}$	13,016,750 ^円	
	農地防災事業	65,000,000	$\frac{16}{100}$	10,400,000	
計		270,859,430		52,039,750	
観音寺市	道路橋梁整備	78,295,000	$\frac{10}{100}$	7,829,500	
	港湾補修	5,580,000	$\frac{40}{100}$	2,232,000	
	港湾建設	575,721,000	$\frac{40.87}{100}$	55,541,170	
	街路事業	276,750,000	$\frac{10}{100}$	27,675,000	
	土地改良事業	225,105,762	$\frac{12.7}{100}$	18,678,803	
	農地防災事業	125,000,000	$\frac{11.7}{100}$	13,350,000	
	県立公園施設 整備事業	540,000	$\frac{30}{100}$	162,000	
計		1,286,991,762		125,468,473	
さぬき市	道路橋梁整備	215,000,000	$\frac{10}{100}$	21,500,000	
	海岸保全	80,000,000	$\frac{5}{100}$	4,000,000	
	港湾建設	185,251,000	$\frac{8.75}{30}$	26,707,570	
	土地改良事業	47,700,000	$\frac{16.11}{100}$	6,382,000	

	農地防災事業	207,000,000	$\frac{15}{100} \cdot \frac{11}{100}$	23,730,000	
	県立公園施設 整備事業	420,000	$\frac{30}{100}$	126,000	
計		735,371,000		82,445,570	
東かがわ市	道路橋梁整備	99,600,000	$\frac{10}{100}$	9,960,000	
	海岸改修	4,550,000	$\frac{7}{100}$	318,500	
	港湾補修	14,560,000	$\frac{40}{100}$	5,824,000	
	港湾建設	144,422,000	$\frac{8}{30} \cdot \frac{7}{100} \cdot \frac{5}{100}$	26,557,720	
	土地改良事業	38,000,000	$\frac{10}{100}$	3,800,000	
	香川用水関連 土地改良事業	91,960,000	$\frac{16}{100}$	14,713,600	
	農地防災事業	37,000,000	$\frac{11}{100}$	4,070,000	
計		430,092,000		65,243,820	
三豊市	道路橋梁整備	257,965,000	$\frac{10}{100}$	25,796,500	
	港湾補修	29,000,000	$\frac{40}{100}$	11,600,000	
	港湾建設	15,000,000	$\frac{8}{30}$	4,000,000	
	土地改良事業	347,142,238	$\frac{20}{100} \cdot \frac{15}{100} \cdot \frac{23}{200}$ $\frac{10}{100} \cdot \frac{7}{100}$	37,579,956	
	農地防災事業	284,910,000	$\frac{11}{100}$	31,340,100	

市町名	事業名	事業費	負担率	負担額	備考
計		934,017,238 ^円		110,316,556 ^円	
土庄町	地域振興	333,664,000	$\frac{40}{100} \frac{20}{19} \frac{18}{8} \frac{10}{7} \frac{10}{100}$	47,424,490	
	道路橋梁整備	109,700,000	$\frac{10}{100}$	10,970,000	
	海岸改修	31,850,000	$\frac{7}{100}$	2,229,500	
計		475,214,000		60,623,990	
小豆島町	地域振興	413,601,000	$\frac{20}{100} \frac{18}{7} \frac{10}{5} \frac{10}{100}$	26,136,070	
	道路橋梁整備	41,700,000	$\frac{10}{100}$	4,170,000	
	港湾補修	44,590,000	$\frac{40}{100}$	17,836,000	
計		499,891,000		48,142,070	
三木町	道路橋梁整備	76,000,000	$\frac{10}{100}$	7,600,000	
	土地改良事業	55,000,000	$\frac{15}{200}$	4,125,000	
計		131,000,000		11,725,000	
直島町	地域振興	30,000,000	$\frac{20}{100}$	6,000,000	
	港湾補修	30,000,000	$\frac{40}{100}$	12,000,000	
計		60,000,000		18,000,000	

宇多津町	道路橋梁整備	9,100,000	$\frac{10}{100}$	910,000	
	中讃流域下水道整備	112,680,750	$\frac{50}{100} \cdot \frac{25}{100} \cdot \frac{10}{60}$	29,892,000	
計		121,780,750		30,802,000	
綾川町	道路橋梁整備	24,570,000	$\frac{10}{100}$	2,457,000	
	急傾斜地崩壊対策事業	10,000,000	$\frac{10}{100}$	1,000,000	
	中讃流域下水道整備	52,736,750	$\frac{50}{100} \cdot \frac{25}{100} \cdot \frac{10}{60}$	13,990,000	
	土地改良事業	97,920,000	$\frac{8}{100}$	7,833,600	
	農地防災事業	38,000,000	$\frac{11}{100}$	4,180,000	
計		223,226,750		29,460,600	
琴平町	中讃流域下水道整備	55,529,760	$\frac{50}{100} \cdot \frac{25}{100} \cdot \frac{10}{60}$	15,532,000	
	県立公園施設整備事業	480,000	$\frac{30}{100}$	144,000	
計		56,009,760		15,676,000	
多度津町	道路橋梁整備	141,960,000	$\frac{10}{100}$	14,196,000	
	海岸改修	33,670,000	$\frac{7}{100}$	2,356,900	
	急傾斜地崩壊対策事業	2,000,000	$\frac{5}{100}$	100,000	
	港湾建設	3,407,000	$\frac{40}{100}$	1,362,800	

市 町 名	事 業 名	事 業 費	負 担 率	負 担 額	備 考
	中讃流域下水道整備	64,752,360 ^円	$\frac{50}{100} \cdot \frac{25}{100} \cdot \frac{10}{60}$	18,111,000 ^円	
	農地防災事業	76,000,000	$\frac{11}{100}$	8,360,000	
	県立公園施設 整備事業	300,000	$\frac{30}{100}$	90,000	
計		322,089,360		44,576,700	
まんのう町	道路橋梁整備	30,212,000	$\frac{10}{100}$	3,021,200	
	中讃流域下水道整備	22,692,450	$\frac{50}{100} \cdot \frac{25}{100} \cdot \frac{10}{60}$	6,347,000	
	土地改良事業	231,000,000	$\frac{23}{200} \cdot \frac{10}{100}$	23,720,400	
計		283,904,450		33,088,600	
合 計		9,627,619,800		1,281,393,129	

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年香川県条例第27号）第2条の規定により、次の工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求める。

記

- 1 件名 笠田高校校舎棟第2期改築工事
- 2 工事場所 三豊市豊中町
- 3 契約の方法 総合評価一般競争入札
- 4 請負金額 992,750,000円
- 5 工事請負人 観音寺市吉岡町214番地7
株式会社石川組
代表取締役 石川 義和

2 事 件 名 県営住宅明渡し等請求事件

3 請求の趣旨 県営住宅を明渡しのうち、滞納家賃及び損害賠償金の支払をせよとの趣旨の判決並びに仮執行宣言を求める。

第9号

民事調停の申立て等について

県管理道路照明灯に係る四国電力株式会社への電気料金の過払いに関して、下記のとおり民事調停を申し立てるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

なお、調停が成立しないときは、不当利得返還請求の訴えを提起するので、同号の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 相手方 高松市丸の内2番5号
四国電力株式会社
取締役社長 長井 啓介
- 2 事件名 不当利得返還請求調停事件
- 3 申立ての趣旨 県管理道路照明灯に係る四国電力株式会社への電気料金の過払い分について、返還を求める。

令和五年九月香川県議会定例会議案

香
川
県